第3章 計画の推進に際して

- I 社会全体で取り組むための連携、協力等
- Ⅱ 計画の着実な実現(点検・評価の実施)
- Ⅲ 数値目標(指標)等

I 社会全体で取り組むための連携、協力等

近年の多種多様な教育課題を解決しながら、教育のさらなる振興を図るためには、教育に係る様々な情報を共有し、市民一人一人が教育についての意識を高め、学校・家庭・地域及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、共に支え合い、社会全体で推進していくことが大切です。

(1) 家庭との連携・協力

教育基本法第10条第1項では、保護者は子供の教育について第一義的責任を有することが示されています。学校と家庭は、役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力して教育に携わっていくことが重要です。

一方で、家族構成の多様化や地域社会との関わり方の変化などに伴い、子育ての知識や知恵が継承されず、家庭の教育力低下が指摘されています。

こうしたことから、行政としても、家庭教育の自主性を尊重しつつ、積極的な支援 を行うことが求められています。

このため、家庭教育学級、学校公開日等、保護者がいつでも子育てや教育について 相談し、交流できる体制を拡充するなど、家庭との連携・協力を推進していきます。

[参考]

教育基本法 抜粋

(家庭教育)

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活の ために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る よう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(2)地域との連携・協力

地域には学校教育をはじめ、生涯学習等を推進する多彩な人材がいます。このため、 市と学校は、地域に情報を積極的に発信するとともに、NPO、企業や民間団体とも 連携を図り、協力しながら、地域の人材を積極的に活用して、地域の教育力を高めて いくことが求められています。

現在、本市では、全小・中学校に設置する、地域のボランティアによる学校応援団 の活動を推進し、児童生徒のなどの支援に努めています。このほかにも、地域の教育 力を活用した学習支援活動として、補習事業の「ナイトスクール」や「土曜補習」の 実施により、児童生徒の学習意欲を増進させています。さらに、中学校の部活動指導 などにも、地域のボランティアが積極的に支援するとともに、学校の教室等を拠点に、 放課後の子供の居場所づくりとして放課後子ども教室を全小学校に開設し、児童生徒 のやりがいの創出に努めています。

また、郷土を愛する豊かな人間性をはぐくむため、伝統文化や郷土芸能にふれあう 交流活動を、地域や学校との連携により推進し、今後も、こうした取組をとおし、学 校の活性化と、地域住民同士の交流をさらに活発化し、地域の絆を一層深めていきま す。

(3) 学校の取組

教育施策の推進に当たっては、子供の教育を中心的に担っている学校の取組が重要です。

学校においては、学校教育法や学校教育法施行規則に基づき、計画的に教育活動を行い、学校運営の状況について教職員や保護者、学校運営協議会委員による評価を行い、その結果を踏まえて学校運営の改善を図ります。また、この情報は、保護者や地域等と共有していきます。

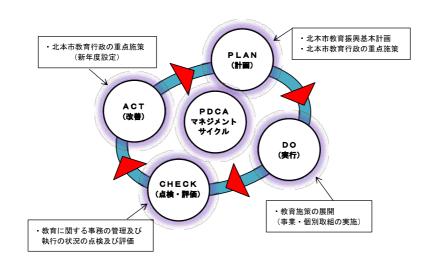
(4) 市の取組

本計画を進めるに際し、教育施策の実施主体として、市長と教育委員会の双方において教育行政の方向性を共有し、教育に関する様々な情報を発信するとともに、良好な教育環境の整備に努めます。また、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすにあたって、支援及び啓発に努めます。

Ⅱ 計画の着実な実現(点検・評価の実施)

「第3期北本市教育振興基本計画」を効果的かつ着実に実施するため、その年の重点的施策を明確にする「北本市教育行政の重点施策」を毎年度策定し、計画の進捗状況を把握するとともに、目標の達成状況を検証し、次年度の取組に生かすため、PDCAサイクルにより計画を推進します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、市民に公表します。こうした取組により、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たしていきます。



マネジメントサイクル: PDCAサイクル

PLAN (計画) -DO(実行)-CHECK (点検・評価) -ACT (改善)

[参考]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅲ 数値目標(指標)等

第3期計画の進捗状況の把握と成果を明らかにしていくため、各施策の達成目標として掲げる指標(数値目標)は、次のとおりとなります。

指標	現状 (令和3年度末)	目標 (令和9年度末)	関連施策
県学習状況調査の各学年の平均正答 率が県平均を上回る教科の割合	50.0%	100.0%	I 1 ほか
新体力テスト総合評価5ランク中上 位3ランクの割合	76.7%	87.0%	П 7
学校給食における地場産食材の使用 量*下段に5月1日児童生徒数を参考掲載	2.46kg/人	2.50kg/人	II 6
放課後子ども教室における学童保育 室との共通プログラムの実施頻度	各教室 0 回/年	各教室 3 回/年	III 4 IV 2
学校4・3・2制における児童生徒 の交流活動実施回数	55回/年	240回/年	III I (I 1 • II 5)
学校応援団の年間支援活動日数 (1 校平均)	136日	180日	IV 4
市民大学きたもと学苑の講座数	178講座	200講座	V 1
人財情報バンク登録者数	187人	190人	V 1
市役所出前講座	18件/年	25件/年	V 1
市民1人当たりの公民館年間利用回 数	4. 2回	7. 3回	V 2
市民1人当たりの図書資料年間貸出 点数	4. 7 ⊞	5. 6 ⊞	IV 3 V 2
市民1人当たりの野外活動センター 年間利用回数	0.6回	0.8回	V 2
市民1人当たりの社会体育施設 (学校 体育施設開放を含む)年間利用回数	4.39回	5.00回	V 3
保護されている指定・登録文化財件 数(国・県指定文化財を含む)	5 3 件	5 5 件	VI 1
文化財学習講座及び小・中学校学習 支援講座数	17講座	30講座	VI 3

※令和3年度現状については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種事業が中止となったことから、指標及び実績数値に影響が出ていますのでご了承ください。